

ちょっと待った!
その契約

2022年4月から成年年齢が引き下げられ、
18才になったら自分の責任で
契約できるようになります。

おいしい話に 気を付けて!

若者に多い消費者トラブル



困った時にはまず相談! **消費者ホットライン188** (いやや)へお電話を
(最寄りの消費生活センターにつながります)

福井県消費生活センター

TEL 0776-22-1102

福井県嶺南消費生活センター

TEL 0770-52-7830

1 ネットで注文した商品が届かない！

SNSの広告で、欲しかったブランドのバッグが格安だったので注文！代金を振り込んだのに、商品が届かない。問合せ先もメールだけ。メールの返事がない。



- 詐欺サイトの場合は、お金を支払ってしまうと取り戻すことは困難です。
- 少しでも「怪しい」、「おかしい」と思ったら利用しない方が安心です。
- 通信販売はクーリング・オフができません。返品特約などをしっかり確認しましょう。

ボイントを見分けられる
詐欺サイトを見分けている。
①販売価格が大幅に値引きされている。
②電話番号の記載がない。
③連絡先がフリーメールアドレスのEメールのみ。
④支払方法が銀行振り込みで口座が個人名義。
⑤不自然な日本語表記がある。

2 アダルトサイトの請求画面が消えない！

アダルトサイトをちょっと見ていたら…



え～、突然、「登録完了。3日以内に99,000円支払ってください」って、どういうこと？請求画面も消えないよお～。

- これはワンクリック請求と呼ばれるものです。
- 同意を求められる画面や「18才以上」に安易にクリックしてはいけません。
- 個人情報を知られるおそれがあるので、事業者への連絡や支払いは、絶対にしないでください。

請求画面が消えない場合は…
(独)情報処理推進機構(IPA)のホームページ
「情報セキュリティ安心相談窓口」をご覧ください。

3 ネットのもうけ話に注意！

SNSで簡単に稼げる副業情報を見つけたよ。



- 情報商材やアフィリエイトなどネット上には様々なもうけ話があります。
- 「すぐに元がとれる」、「もうかるまでサポートする」など説明して契約させます。
- 次々と契約して高額な支払いをしても、収入は得られません。
- クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約することはやめましょう。

※情報商材とは、簡単にお金を稼ぐノウハウ等の情報
アフィリエイトとは、成果報酬型のネット広告

あなたの身边にもこんなトラブルが！

4 お試しサンプルを頼んだら定期購入だった！

SNSの広告を見て、人気のサプリメントのお試しサンプルを注文！1回限りのつもりが、後日、2回目の商品が届いた。どうして？

protein
vitamin
energy



- ネット上の広告では、「初回100円」や「無料」などが目につきます。しかし、その後も購入することが条件であることなどは小さな文字で表記され、見落としがちです。
- ネット通販は、定期購入などの条件や支払代金の総額などを明示する義務があるので、申し込む時はしっかり確認しましょう。

5 会員を増やせば簡単にもうかると言われたのに！

友達に誘われて化粧品の会員を増やすビジネスを始めてみたけど…



- これはマルチ商法と呼ばれるものです。
- 「友人・知人を誘って会員にすると報酬がもらえる」などと勧誘し、商品やサービスを契約させます。
- 簡単にもうかることはありません。「うまい話」には疑問を持ちましょう。
- 親しい人から誘われても、おかしいと感じたら勇気を出して、きっぱり断りましょう。

6 アパートを退去したら、高額な請求を受けた！

敷金が戻って来ると思ったのに、10万円も請求された。払わないといけないのかな。

引っ越し



- アパートなどの賃貸借契約では退去時の原状回復費用がトラブルになります。
- 入居時に気になる傷や汚れがあれば、自分が付けたものでないことを証明するために、日付を入れた写真を残しておきましょう。
- 不注意で付けてしまった傷や汚れの補修は借主の負担になりますが、経年変化や通常の使用による損耗は貸主の負担になります。
- 「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改定版)」(国土交通省)を参考してください。



かしこい消費者になろう!

- ① いらないものは「いりません！」ときっぱり断る。
- ② 相手を簡単に信用しない。知らない電話番号に電話しない。知らないメールに返信しない。
- ③ うますぎる話は疑う。「絶対もうかる」、「格安」等のうまい話を安易に信用しない。
- ④ その場ですぐに契約しない。家族や友人など信頼できる人に、まず相談する。
- ⑤ 借金はしない（クレジットも借金です）。

※消費者としての権利や責任を正しく理解し、複雑化する犯罪の手口をよく知って、トラブルを回避しましょう。また、困った時には、一人で悩まず、すぐにお近くの相談窓口に相談しましょう。

しまった！解約したい！と思ったら「クーリング・オフ」

「クーリング・オフ」は、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば「無条件で契約を解除できる制度」です。契約書面を受け取った日を含めて8日以内（マルチ商法などでは20日以内）に書面で通知します（はがきに書いて両面コピーを取り、特定記録郵便等で通知する）。

●クーリング・オフできる内容

| 取引内容 | 期間 |
|------------------------|------|
| 訪問販売（アポイントメント商法等） | 8日間 |
| 訪問購入（自宅等で業者が貴金属等を買い取る） | 8日間 |
| 電話勧誘販売 | 8日間 |
| 特定継続的役務提供（エステ、語学教室等）* | 8日間 |
| 連鎖販売取引（マルチ商法）* | 20日間 |
| 業務提供誘引販売取引（内職商法等）* | 20日間 |

クーリング・オフのはがきの書き方

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇年〇月〇日

商品名 ○〇〇〇

契約金額 ○〇〇〇円

販売者 株式会社 ××

□□営業所 担当者 △△△

支払った代金○〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町 氏名○〇〇〇

●クーリング・オフできない内容

- ・店舗での購入
(ただし、上記※印の取引は店舗で契約しても、クーリング・オフができます)
- ・通信販売など

困った時は、お気軽にご相談ください

| | | | |
|-------------------|--------------|--------------|--------------|
| 福井県消費生活センター | 0776-22-1102 | あわら市消費者センター | 0776-73-8017 |
| 福井県嶺南消費生活センター | 0770-52-7830 | 越前市消費者センター | 0778-22-3773 |
| 福井県警察本部（悪質商法110番） | 0776-24-4194 | 坂井市消費者センター | 0776-50-3029 |
| 福井弁護士会 | 0776-23-5255 | 永平寺町消費生活相談窓口 | 0776-61-3941 |
| 福井県司法書士会 総合相談センター | 0776-43-1669 | 池田町消費生活相談窓口 | 0778-44-6000 |
| 福井市消費者センター | 0776-20-5588 | 南越前町消費生活相談窓口 | 0778-47-8000 |
| 敦賀市消費生活センター | 0770-22-8115 | 越前町消費生活相談窓口 | 0778-34-8700 |
| 小浜市消費生活相談室 | 0770-53-1140 | 美浜町消費生活相談窓口 | 0770-32-6703 |
| 大野市消費者相談センター | 0779-66-1111 | 高浜町消費生活相談窓口 | 0770-72-7703 |
| 勝山市消費者センター | 0779-88-8103 | おおい町消費生活相談窓口 | 0770-77-4054 |
| 鯖江市消費生活センター | 0778-53-2204 | 若狭町消費生活相談窓口 | 0770-45-9126 |

または、消費者ホットライン「188（いやや）」へ！